

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 7 3 号
件 名	情報開示時におけるコピーの取扱いの改善を求めることについて
要 旨	<p>以前にも改善を申し入れたが改善されておらず、開示する担当課の対応がばらばらであり、市として統一した取扱いと、開示請求人が1回の訪問で開示されるように改善を求めます。</p> <p>開示決定通知書の提出の際、①開示資料の枚数の記載、②開示日時指定をする際は事前に打診する、③納入通知書兼領収書を同封する。コピー代を納付する際、その場で現金支払いができるようにする。</p> <p>資料を拝見し、コピーする枚数を決める場合があるが、市民病院では、現金を渡すと、納入通知書兼領収書をその場で発行している。監査委員事務局等では、開示通知書を持参し、納入通知書兼領収書を受け取った後、指定金融機関で納付し、再度監査委員事務局を訪問し、領収書を渡して交付を受ける。</p> <p>以上のことから、開示する担当課は、出先機関を含めて統一した取扱いをすること、納入通知書兼領収書をその場で発行できるように現金納付を認めることを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和4年6月13日 総務常任委員会
受 理	令和4年6月1日 第96号